

# 幼保連携型認定こども園ふるえこども園 重要事項説明書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、当園の利用にあたっての重要事項は次のとおりです。

## 【1】運営主体

名称	社会福祉法人古江福祉会
所在地	鹿屋市古江町820番地
連絡先	TEL 0994-46-2067 FAX 0994-46-5067
代表者氏名	理事長 前田 祥
定款に定めた事業の目的	第二種社会福祉事業【幼保連携型認定こども園の経営 一時預かり事業の経営】

## 【2】施設概要

施設の種別	幼保連携型認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園ふるえこども園
施設の所在地	鹿屋市古江町820番地
連絡先	TEL 0994-46-2067 FAX 0994-46-5067
ホームページ	http://furue.info/
施設長	前田 祥
開設年月日	昭和33年4月1日
認可定員	55人
利用定員	1号認定子ども 15人 2号認定子ども 31人 3号認定子どものうち満1歳以上の子ども 6人 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 3人
対象児童	満3歳以上の小学校就学前子ども及び満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前子ども
組編成	つくし組(0歳児) たんぽぽ組(1歳児) すみれ組(2歳児) さくら組(3歳児) ちゅうりっぷ組(4歳児) ひまわり組(5歳児)
敷地面積	1,689.00㎡
園庭面積	968.00㎡
延床面積	542.00㎡
園舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建

## 【3】設備の概要

設備	室数	面積
乳児室兼ほふく室兼保育室	1室【つくし組・たんぽぽ組 乳児室兼ほふく室兼保育室】	64.00㎡
保育室	3室【すみれ組・さくら組保育室】 【ちゅうりっぷ組・ ひまわり組・保育室】	68.00㎡ 64.00㎡ 64.00㎡
調理室	1室	60.00㎡
事務室・医務室	1室	54.00㎡
幼児用トイレ	1室【幼児用大便器6 幼児用小便器4】	35.00㎡
手洗い場・シャワー室	1室	
沐浴室	1室【乳児用便器1】	8.00㎡

## 【4】施設の目的・運営方針

- 当園は、認定こども園として就学前の子どもに教育・保育を提供し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、当園を利用する子どもの健やかな成長が図れるよう適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者や地域の子育て世帯に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
- 当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営します。

### 【園理念】

子ども一人一人を大切に、保護者から信頼され、地域の活性となる園を目指す。

### 【園方針】

子ども一人一人が行き届いた環境の中で心身ともに健やかに成長できるように努める。

### 【園目標】

あかるく たのしく すこやかに

### 【特定教育・保育目標】

- 「日常生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける」
- 「体力と運動機能の向上を目指す」
- 「豊かな感性、創造力、道徳心を身につける」
- 「相手を尊重し、思いやりのある心を持つ」

## 【5】職員の設置状況 (令和6年4月1日予定)

職名	員数	職名	員数
園長	1人(常勤専従)	副園長	1人(常勤専従)

主幹保育教諭	2人(常勤専従)	保育教諭	13人(常勤専従・非常勤)
栄養士	2人(常勤専従)	調理員	1人(非常勤)
看護師	1人(常勤専従)	計	21人

\*ローテーション等により、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

\*職員数は変更になる場合もあります。

## 【6】特定教育・保育を行う日及び行わない日

- 当園の特定教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、1号認定子どもについては、原則として月曜日から金曜日までとします。
- 当園の休園日は、次のとおりとします。
  - 日曜日
  - 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - 年末年始(12月29日から1月3日)
  - 年度末2日間
  - 1号認定子どもへの特定教育・保育の提供については、前項の休園日を除く、次の休業日を加えます。
    - 土曜日
    - 夏季休業 8月1日から8月31日まで
    - 冬季休業 12月25日から1月7日まで
    - 学年末休業 3月21日から3月31日まで
- 特定教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは(2)の規定にかかわらず休園日に特定教育・保育を行うことがあります。
- 災害、感染症、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を休園とすることがあります。なお、自然災害時における休園の基準は、下記のとおりとしますが、最終判断は園長が行います。
  - 気象庁より大雨、暴風等の特別警戒が発令された場合
  - 水害、土砂災害について、鹿屋市よりE地区(古江町)を含む地域に警戒レベル4又は5が発令された場合
    - ※警戒レベル3が発令された時点で保護者への連絡を行います。
  - 台風接近により大隅地方が平均風速25m/s以上の暴風域圏内に入った場合
  - 近隣の小学校等が休校となった場合
  - 自然災害等により当園に重大な損害が生じ、通常の特定教育・保育が行えない場合

## 【7】特定教育・保育を提供する時間

- 当園の特定教育・保育を行う時間は、次のとおりとします。
  - 教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間 8時45分から12時45分まで  
ただし、当園が定める教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で預かり保育を提供します。
    - 7時15分から8時45分まで
    - 12時45分から18時45分まで
  - 保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間 7時15分から18時15分まで  
ただし、当園が定める保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供します。
    - 18時15分から18時45分まで
  - 保育短時間認定に係る特定教育・保育時間 8時45分から16時45分まで  
ただし、当園が定める保育短時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供します。
    - 7時15分から8時45分まで
    - 16時45分から18時45分まで
- 特定教育・保育、預かり保育、延長保育を提供する時間中に、子どもの急病、事故、災害その他やむを得ない事情がある場合、保護者へ連絡の上、個別の子ども若しくは全ての子どもへの特定教育・保育、預かり保育、延長保育を提供する時間を短縮することがあります。
- 年8回[5月、6月、7月、8月、10月、11月、1月、2月]の土曜日に職員園内研修並びに園内清掃等のため、特定教育・保育時間7時15分から13時30分までの日を設けます。

## 【8】特定教育・保育等の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる特定教育・保育、その他の便宜の提供を行います。

- 特定教育・保育……【7】に規定する時間において特定教育・保育を提供します。
- 食事の提供……全ての子どもに完全給食を提供します。
- 通園バスの運行……当園が認める希望者に限り通園バスによる送迎を行います。
- 子育て支援事業
- 延長保育事業
- 預かり保育事業
- 一時預かり事業
- その他子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

## 【9】利用の開始、終了に関する事項

- 利用の開始  
教育標準時間認定を受ける子どもは、保護者が当園に申し込みを行い、当園の規定する選考順において決定し、市町村の認定を受けたのちに利用開始となります。

また、保育時間認定を受ける子どもは、市町村が行う利用調整等により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときに利用開始となります。

(2) 利用の終了

- [1] 当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとします。
- ①子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号に規定する区分に該当しなくなったとき
  - ②保護者から利用の取消し又は退園の申し出があったとき
- [2] 当園は、以下の場合は、文書で通知することにより、利用契約を解除することができます。
- ①利用契約等の支払いが正当な理由なく2か月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず、支払いの意志を明確に示さずに14日以内に支払われない場合
  - ②保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員またはその関係者に対して、利用契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合
  - ③当該利用子どもの集団での生活が著しく困難で園設備、他利用子どもに損害が生じると判断した場合
  - ④その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

【10】 利用料

- (1) 基本保育料  
居住する市町村が定める利用者負担額（基本保育料）を支払っていただきます。
- (2) 特定教育・保育の提供に要する費用を支払っていただきます。
- [1] 食事の提供に要する費用
- ①教育標準時間認定を受けた1号認定子ども 月額 4,500円
  - ②保育時間認定を受けた2号認定子ども 月額 4,500円
  - ③途中入退園の1号認定及び2号認定子ども 180円×在籍日数(上限4,500円)
- ※「年収360万円未満相当の世帯の子ども」及び「所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども」については、食事の提供に要する費用が免除となります。
- ※①及び②についての欠席等による日割り計算は行いません。
- [2] 通園バスの利用に係る費用 免除
- [3] 特定教育・保育の提供における便宜に要する費用 園長が定める額
- (3) 教育標準時間認定を受けた子どもが預かり保育を利用した場合、預かり保育の提供に要する費用の一部として、預かり保育利用料を支払っていただきます。
- [1] 満3歳児に達する日以後最初の3月31日を経過した教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育利用料 日額 450円(上限月額11,300円)  
※居住する市町村から保育の必要性の認定を受けている子どもは、預かり保育利用料の無償化(上限月額11,300円)の対象となります。
- [2] 満3歳児に達する日以後最初の3月31日までの間にある教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育利用料 日額 450円(上限月額11,300円)  
※市民税非課税世帯で居住する市町村から保育の必要性の認定を受けている子どもは、預かり保育利用料の無償化(上限月額16,300円)の対象となります。  
※内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であると園長が認める子どもは、預かり保育利用料の免除の対象となります。ただし、当園に保護者の勤務証明書等の提出が必要となります。
- [3] 18時45分を過ぎた場合の預かり保育利用料 日額 50円
- (4) 保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた子どもが延長保育を利用した場合、延長保育の提供に要する費用の一部として、延長保育利用料を支払っていただきます。
- [1] 保育標準時間認定を受けた子どもの延長保育利用料  
\*18時15分から18時45分まで 免除 \*18時45分を過ぎた場合 日額 50円
- [2] 保育短時間認定を受けた子どもの延長保育利用料  
\*7時15分から8時15分まで 日額 100円 \*8時15分から8時45分まで 免除  
\*16時45分から17時15分まで 免除 \*17時15分から18時15分まで 日額 100円  
\*18時15分から18時45分まで 日額 50円 \*18時45分を過ぎた場合 日額 50円
- (5) 毎月その月分の基本保育料及び食事の提供に要する費用並びに前月分の預かり保育利用料については、当園が指定する期日(毎月25日※金融機関休業日の場合はその翌営業日)に口座振替により支払っていただきます。なお、領収証は発行しないものとしますが、口座振替が行われた事実について、書面による証明が必要な保護者には、証明書若しくは領収証を発行します。
- (6) 口座振替の手続きが金融機関等の都合で間に合わなかった場合又は途中入園園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の徴収方法並びに途中退園園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の返還方法については、保護者と話し合いの上決定します。
- (7) 当園が指定する期日に口座振替ができなかった場合は、当園が指定する期日までに当園の指定口座へ振り込みにより支払っていただきます。なお、振り込みの際に係る手数料は、保護者のご負担となります。
- (8) 18時45分を過ぎた場合の預かり保育利用料並びに延長保育利用料については、利用月の翌月に利用額を請求致しますので、当園が指定する期日までに現金により支払っていただきます。ただし、退園する場合は、退園日までに現金により支払っていただくか当園が指定する期日までに当園の指定口座へ振り込みにより支払っていただきます。なお、振り込みの際に係る手数料は、保護者のご負担となります。
- (9) 特定教育・保育において提供する便宜に要する費用が生じた場合は、その都度保護者に説明の上現金により支払っていただきます。

(10) 利用料の未納が1か月以上に及んだ場合、当園の提供する特定教育・保育等の利用又は登園を停止させていただきます。引き続き利用料を納付されない場合は、市町村長と協議の上、退園となる場合があります。当園は、退園後も未納分の利用料について請求致します。

【11】 嘱託医等

- (1) 内科医 池田 徹【池田病院】 利用開始時の健康診断及び年2回内科検診
- (2) 歯科医 大山 宏史【おおよま歯科クリニック】 年2回歯科健診
- (3) 薬剤師 小柳 摩利子 環境衛生等の維持改善

【12】 緊急時及び非常災害時の対応

- (1) 特定教育・保育中に園児の病状の急変、事故、その他緊急事態が生じた際には、速やかにご連絡させていただくとともに、当園マニュアルに基づき必要な措置を講じます。
- (2) 非常災害時の際には、当園マニュアルに基づき対応し、必要な措置を講じます。
- (3) 消防用設備の点検を年2回、避難及び消火訓練を毎月1回実施します。

【13】 安全対策及び事故防止

当園では、安全かつ適切に特定教育・保育を提供するために、事故防止及び事故対応についてのマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備しています。

【14】 虐待防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため「児童虐待防止マニュアル」に基づき、必要な措置を講じます。

【15】 要望・相談・苦情等に関する事項

当園では、要望、相談、苦情等に係る窓口を設置し、面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けています。

- (1) 相談・苦情解決責任者 幼保連携型認定こども園ふるえこども園 園長 前田 祥
- (2) 相談・苦情受付担当者 幼保連携型認定こども園ふるえこども園 主幹保育教諭 濱田 ひとみ

(3) 第三者委員

- 社会福祉法人古江福祉会 監事 米永 大吾 (円鏡保育園)
- 連絡先 鹿屋市西祓川町3-76-2 TEL 0994-43-9000
- 社会福祉法人古江福祉会 監事 野平 淳行 (わかば保育園)
- 連絡先 鹿屋市寿4丁目8-14 TEL 0994-44-5234

【16】 保険に関する事項

当園は、以下の保険に加入しています。

【保険の種類】 保育園総合保険(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

【保険の内容】 保育園児等傷害保険 主催行事参加者傷害保険 保育園賠償責任保険 個人情報漏洩対応保険 自動車(通園バス)搭乗中傷害保険

【17】 秘密の保持

- (1) 当園は、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、正当な理由なく第三者に開示提供、漏洩することはありません。
- (2) 当園の職員は、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、漏洩することはありません。また、その職を退いた後も同様とします。

※ 重要事項説明書の内容に同意した証として、重要事項説明書を2通作成し、双方、記名押印の上各1通を保有する。

署名日 令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_ 住所 鹿屋市古江町820番地

保護者名 \_\_\_\_\_ ④ 法人名 社会福祉法人古江福祉会

園児名 \_\_\_\_\_ 園名 幼保連携型認定こども園  
ふるえこども園

園児との関係 \_\_\_\_\_ 代表者名 園長 前田 祥 ④

説明者 \_\_\_\_\_ ④